

まち遺産ネット仙台

代表 西大立目祥子 様

仙台市水道事業管理者 高橋 亨



「荒巻配水所旧管理事務所保存についての要望書」への回答について

平成 23 年 7 月 15 日付で貴職から要望がありました事項につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

荒巻配水所は、大正 12 年の本市水道創設時から市内中心部の水道施設として重要な役割を担ってまいりました。

しかしながら、本施設は創設時から築造後約 90 年を経ており老朽化が著しく、加えて水道施設基準の耐震性も満たしていない状況にあります。このため、本市では今後とも安定給水を堅持できる配水施設とするための更新工事を平成 22 年度から着手しており、この一環として荒巻配水所旧管理事務所の曳屋工事を施工しておりました。

この工事の最中、3 月 11 日の東日本大震災に見舞われ、旧管理事務所が最も高い位置で、しかも市道（通称うなり坂）に最も近接した状態で、建物を支持する枕木の架台が崩落し、非常に危険な状態であることはご理解いただいているものと存じます。

本市といたしましても、国登録文化財の重要性を十分承知しており、関係機関とも調整を図りながら旧管理事務所の保存方法について慎重に検討してまいりました。しかしながら、現在地に建物を残置する場合、あるいは建物を移動する場合など、いかなる方法（工法）でも、不安定な建物直下での作業が伴うことから、このような危険作業を実施させることは発注者として安全管理上認められません。

今後も大規模な余震発生に十分な警戒が必要であると叫ばれていることや、これから台風シーズンを迎えようとしている中、建物が市道側に滑動あるいは倒壊した場合、通行者や通行車両に重大な危害を及ぼす恐れがあります。応急措置として倒壊防止用の支柱を設置しておりますが、これまでの余震により支柱が外れるなど、安全対策を講じていても、すべての危険解消までは至っていない状況にありますので、この危険な状況を一刻も早く回避する必要があります。また、地元の皆様からも、安全確保のために早急に対処してほしいとの要望もございます。

荒巻配水所の更新工事にあたっては、文化財である旧管理事務所を曳屋工事にて移転・保存することとしていましたが、地震という不可避な自然現象により、我々の先達が築きあげた施設を解体せざるを得ないことは誠に不本意であります。

安全の確保が最優先されるべきと存じますので、道路側に倒壊し人に危害を与える恐れがある以上、早急に建物を解体しなければならないという苦渋の決断をせざるを得ない事情を何卒お察しいただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。